

第 1 号報告

令和 7 年度事業計画

期 間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

1 令和 7 年度事業計画

令和 7 年度一般社団法人千葉県環境保全センターの事業計画について報告します。

令和 7 年 5 月 2 1 日 提出

一般社団法人千葉県環境保全センター
理事長 伊藤公一

令和7年度事業計画

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

はじめに

令和2年に本格化したコロナ禍で日本は生産や物流が停滞し供給力が著しく低下しました。その後、経済が正常化していく中で、需要の回復に伴い物価は上昇基調に、原油等の資源価格も上昇に転じました。

さらに世界情勢の不安や輸入物価を押し上げる為替相場の円安進行も相まって、幅広い分野で値上げが継続しています。消費者物価指数は高い伸び率となり、賃金の伸び率は物価上昇に追いついておらず、物価変動を考慮した実質賃金はマイナス傾向にあるのが現状です。

また、構造的な人手不足も続いている中で、会員企業は、地域の環境衛生を守るエッセンシャルワーカーの使命感を持って、日々尽力を続けていることに、改めて敬意を表します。

I 基本方針

一般社団法人千葉県環境保全センター（以下「環境保全センター」）は、創立50年を迎えました。昭和45年の公害国会で関連14法案が可決し、公衆衛生から環境へという流れの中、従来の任意団体を発展的に統合し、昭和47年に公益法人として出発しました。平成25年には一般社団法人となり、現在に至っています。浄化槽保守点検業、浄化槽清掃業、一般廃棄物収集運搬業、飲料水貯水槽清掃業など、210社を超える会員企業が関係する業界の発展向上を目指し、地域の環境保全に奉仕・寄与することを目的に尽力しています。

物価の高騰に伴い、人件費、資機材費、諸経費等の値上がりに伴う待遇改善が立ち行かず、慢性的な人手不足で安定した企業運営を持続することが困難があります。国策である働き方改革により、休日の確保が義務付けられ、そのためには在籍人員の確保も必要です。昨今の求職者に限らず、現従事者も賃金はもとより、休日日数、有給休暇消化率、介護・育児休暇等の取得のしやすさを重視しています。持続的な業務遂行が求められる一般廃棄物収集運搬業務においては、従業員の傷病による長期休業なども見据え、労働予備力等の考え方を大きく見直す必要が生じています。

現行の「廃棄物処理及び清掃に関する法律」において、市町村が市町村以外の者に委託するにあたっては、廃棄物処理法施行令第4条に定める委託基準に基づいて委託する必要があります。同条第5号には『委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。』と明記されており、委託料は業務の確実な履行を求めるため、事業遂行上の安定性を担保しているといえます。

こうした現状を踏まえ、市町村の固有事務である一般廃棄物収集運搬事業を安定した業務の遂行をすべく、協議してまいります。

自治体との災害協定は重要なテーマの一つです。先の台風、豪雨災害時には多くの会員企業の皆様のご協力を賜り、災害復旧に貢献し、多大な評価を得ています。今後は協定未締結の市町村に対しても、環境保全センターとして、お役に立てるような取り組みを提案・提供し、地域の持続的な成長、災害時の事業活動計画の策定等の支援を提案していきます。

環境保全センターの水環境に対する取り組みは、従前からのものですが、千葉県全体の水環境保全を考慮した際、指標の一つとなる浄化槽法定検査の受検率が、全国レベルで芳しくありません。受検率アップには浄化槽管理者（お客様）に法定検査の重要性を改めてお伝えすることも、重要な手段で大きな効果が期待できます。浄化槽管理者に直接お会いする機会が多い会員企業の浄化槽管理士、清掃作業員等、最前線の方々のご協力を必要とします。これまでは行政や指定検査機関に任せていた部分が多くありましたが、環境保全センターも千葉県の水環境に取り組む団体として、法定検査受検率アップに貢献する事を責務と考え、継続して会員の皆様をお願いをしていきます。併せて業界内の検査員資格を有する方々の活躍の場を模索するなど、新たな枠組みを作るべく各方面との調整・協力を図っていきます。

千葉県をはじめとする行政との連携を今まで以上に密とし、令和2年度浄化槽法の改正による台帳の管理等に必要となる、浄化槽関連のデータの収集には惜しみなく協力をしていきます。環境保全センターが「浄化槽」についてはワンストップ機能を備えた窓口となれるよう、官民でタッグを組み千葉県の環境保全に邁進していきます。

美しい水環境を次世代へつなぐというテーマの「こども環境教室」も素晴らしいコンテンツとして確立し、成果を上げています。子供たちに環境を守る一員としての誇りが少しずつ芽生えているのが見て取ることができ、これは大変頼もしく喜ばしいことで、次世代の子供たちに水環境に対する興味や意識向上のお手伝いを継続していきます。

環境保全センター本来の責務である会員相互の融和を図り、共に継続的に取り組んでいきます。自然が豊かで素晴らしいロケーションの広がる、千葉県の水環境を守ることに併せて、地域の環境衛生、ライフライン維持の一翼を担っているというプライドを持ち、自然災害、疫病の蔓延等の厳しい状況下においても、引き続き、地域社会の生活環境を守るという目的を果たすべく尽力していきます。

Ⅱ 事業の概要

1 柱となる事業

(1) 講習会等開催事業

本事業は、浄化槽維持管理適正化講習会、環境大学研修会、日頃の作業に関連する安全対策講習、こども環境教室を中心として、環境保全センターが公益に資する事業として実施します。

浄化槽管理士に対する研修会については、千葉県保守点検業者登録条例が令和4年4月1日より施行され、登録更新の際は研修会を受講することになり、環境保全センターがこの研修会を主催し、千葉県内の保守点検登録業者へ行政の皆様や関係団体と協力して取り組んでまいります。

また、本年度より浄化槽管理士に対する研修会が嘱託採水員講習会と統合することに致しました。会員の利便性と浄化槽法第11条BOD検査に係る嘱託採水員の拡充を図り、法定検査の受検推進に取り組んで参ります。

行政新任者向け研修会は、行政機関の担当者に対して浄化槽の維持管理や一般廃棄物行政についてわかりやすく、伝えることを目的として、本年度も引き続き、開催いたします。

令和4年度に新要綱に変更になった『二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）』についてパンフレット配布などを通して積極的に広報及び推進をいたします。

(2) ステッカー事業

浄化槽保守点検契約済証及び浄化槽清掃済証発行管理事業は、千葉県浄化槽取扱指導要綱及び千葉市、船橋市、柏市の浄化槽取扱指導要綱に基づき、これを推進していきます。

(3) 印刷物販売事業

保守点検記録票等印刷物販売事業は、事実上の統一様式として各種記録票等を販売しているもので、継続します。

(4) 浄化槽法定検査推進事業

千葉県における浄化槽法定検査の受検率は低迷しており、受検率の向上を目的として、11条BOD検査や一括契約制度を推進しているところです。

昨年度まで、浄化槽総合推進事業と位置づけ、活動してきましたが、今期より、11条BOD検査に特化した活動をおこないます。

県内浄化槽法定検査受検率は、少しずつ改善されているものの、全国水準にはまだまだ届いておりません。環境保全センターは千葉県の水環境に取り組む団体として、浄化槽管理者（お客様）に法定検査の重要性を改めてお伝えしていきます。

また、11条BOD検査件数が伸び悩んでおり、そのボトルネックとなっている原因を突き詰め、採水事業者が積極的に取り組める検査のあり方を検討してまいります。

- ① 保守点検、清掃、法定検査を包括的に契約する一括契約の推進
- ② 嘱託採水員講習会の事務代行等による11条BOD検査に係る採水業務の円滑な運営と適正な判定を保つことができるカリキュラムの充実をはかります。（統合研修会）
- ③ 検査員資格を有する採水員の活用
- ④ 行政機関、関係団体との定期的な連絡会議等の実施
- ⑤ 指定検査機関へBOD検査促進についての意見交換会の実施

(5) 浄化槽台帳整備事業

令和元年浄化槽法の改正により、行政の浄化槽台帳整備が喫緊の課題となっている事にも鑑み、千葉県、市町村、関係機関と協力関係を強化し定期的に情報交換の場を設け、浄化槽データの共有にも取り組んでまいります。

環境保全センター会員企業は、浄化槽管理者（お客様）に近く、現場の生きた維持管理情報を提供する事ができます。そこで、浄化槽の設置・維持管理の情報のみならず、各種届出書類のご協力をしてまいります。

千葉県、市町村、関係団体と連携して、浄化槽台帳の整備・充実に協力をしてまいります。

2 会員の増強と組織の強化

会員の増強について、環境保全センター未加入企業に対し、研修会等の案内を通して実施します。主たる事業である浄化槽保守点検・清掃業及び一般廃棄物（ごみ）収集運搬業について、特に千葉県における浄化槽清掃業者を中心に会員増強を推進し、組織の強化を図ります。今年度支部懇談会として銚子・佐原支部主催の意見交換会を開催いたします。

また、会員企業の人材確保や職場定着を支援するための事業を検討してまいります。（人材確保等支援助成金）

さらに、近年の物価高騰を踏まえ、各種事業の持続的な実施と、会員の皆様への還元の強化、組織体制の強化・充実に図り、より質の高いサービスと情報提供を行うため、年会費等の改定を検討してまいります。

3 浄化槽法、廃棄物処理法等法律の周知及び浄化槽啓発活動

浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が改正された場合、速やかに会員の皆様に情報提供をしていきます。行政の担当者の皆様と一般廃棄物及び浄化槽に関し、法令等の理解を深めていきます。

また、浄化槽管理者へ啓発という観点から、各委員会と協議し、総合的な事業の推進を図ります。

4 一般社団法人日本環境保全協会及び日本環境保全協会関東地区協議会

一般社団法人日本環境保全協会（平成 6 年 6 月加盟）及び日本環境保全協会関東地区協議会（平成 14 年 2 月加盟）の行事に参加し、関連法令や合特法適用推進活動についての情報交換を図ります。

日本環境保全協会関東地区協議会は本年度も引き続き千葉県が幹事団体となることから情報交換や親睦を通じて更に友好的な活動をしていきます。

5 一般社団法人全国浄化槽団体連合会

一般社団法人全国浄化槽団体連合会（令和 5 年 9 月）に賛助会員として入会致しました。浄化槽管理士講習や各種講習会の運営団体であることから全国の保守点検業者の動向を注視しながら行事に参加し、所属団体と情報交換を図ってまいります。

6 大規模災害協定等について

平成 19 年 8 月 3 日、環境保全センターは、千葉県と「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」を締結しました。この協定書を昨年度は「災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定」としての見直し、従来の協定を継承し、より時代に即した協定として活動してまいります。

また、令和元年度の災害支援の経験や令和2年7月30日には南房総市と館山支部が締結した「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定」など、環境保全センターの活動を県内外に伝えると共に災害廃棄物関係の支援等の情報を共有し、行政及び関係機関と協力してまいります。

上部団体である日本環境保全協会の災害廃棄物対策推進委員会にも参画し、全国の取組を享受して参ります。

千葉県で購入を検討している「トイレカー」の運用について、担当課（千葉県防災危機管理部危機管理政策課）と検討し、協力してまいります。

7 委員会活動

環境保全センターは、創立50年を経過し、新たなスタート切るべく委員会の発展的な統廃合を行い、時代に即した活動を行います。本事業計画の円滑な推進を目的として、以下の委員会活動を行います。

（1）総務委員会（執行部会）

環境保全センターが発足し、半世紀を経過し、社会や時代と共に業界も大きく変化してきました。支部活動の活性化や会員相互間の情報交換などを通し、組織の強化に取り組み、業界の地位向上、人材確保や育成など、これから先の活動を見据えて、我々を取り巻く環境の変化に対応出来るように他の委員会と協力して協議をしていきます。事務局として月初めにメールマガジンを発行し、講習会の開催や法律等の変更など迅速に会員皆様へ情報をお届けします。

各種事業の持続的な実施と、会員の皆様への還元の強化、組織体制の強化・充実に図り、より質の高いサービスと情報提供を行うため、年会費等の改定を検討してまいります。

（2）研修委員会

浄化槽管理士研修会、浄化槽維持管理適正化講習会及び環境大学研修会を開催し、技術と資質の向上を図ります。

浄化槽の維持管理だけでなく、飲料水貯水槽清掃作業従事者研修や第二種電気工事士試験対策研修会、日頃の作業に関連した重大事故の防止の酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育、さらには行政機関の補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）などの研修会を開催いたします。

（3）一般廃棄物委員会

委託あるいは許可により業を営んできた一般廃棄物処理業者が不当な不利益を蒙ることのないよう、歴史的経緯を充分に考慮した廃棄物処理行政の推進を求め、活動します。保全センターは県内浄化槽清掃業者の組織率が高く、会員外の浄化槽清掃業者へ入会のご検討をしていただけるよう勧誘し、県内浄化槽清掃業者の組織率100%を目指します。

下水道の普及により事業の縮小を余儀なくされる一般廃棄物処理業者の救済を目的とする、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）について、行政、業界ともに認識が不足しているという観点から、周知に努めます。

また、会員の権益確保と一般廃棄物収集運搬業は入札にそぐわない事を伝える目的として、各支部長と協力体制を敷き、合特法の周知及び代替業務の獲得に向け、県内の市町村長宛に要望書を提出します。

(4) 法定検査受検促進委員会

(公社)千葉県浄化槽検査センターは昭和 54 年 12 月(一社)千葉県浄化槽協会と環境保全センターから会員を募り発足しました。以来、千葉県内唯一の指定検査機関として、法定検査を担ってきましたが、平成 29 年 4 月に(一財)千葉県環境財団が新たな検査機関に指定され、2 機関で検査業務を行うこととなりました。環境保全センターは、11 条 BOD 検査を充実させるため、法定検査受検促進委員会を組織し、検査機関との連携を図り受検率向上を目指します。

また、会員外の保守点検業者にも嘱託採水員資格取得のための講習会を浄化槽管理士研修会と統合し、採水員の確保に繋げていきます。

(5) 危機管理委員会

災害時に発生する災害廃棄物処理のみならず、新型コロナウイルス感染症等の感染症廃棄物を含む日常の一般廃棄物処理が継続的かつ実施されることが公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となります。

このため市町村は平時の備えとして、災害時においての市町村、一般廃棄物処理委託業者が一般廃棄物処理(収集・運搬)の事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・運搬・協力要請の方法、手段等の事業継続計画(BCP)を検討して一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画に反映することが求められます。環境保全センターも会員企業と共にBCPの策定に努めてまいります。

(6) 広報委員会

広報「環境保全」を年 2 回発行します。
一般社団法人千葉県環境保全センター会員
千葉県庁関係部署・県内市町村及び一部事務組合
千葉県内関係団体・一般社団法人日本環境保全協会会員
一般社団法人全国浄化槽団体連合会会員
公益財団法人日本環境整備教育センター
千葉県環境保全議員連盟所属の千葉県議会議員 の皆様に送付します。

環境保全センターのホームページ上で活動報告を随時更新し、さらに様式・ステッカーの発注や講習会・研修会の申込ができるように整備します。
また SNS 等を利用した情報の共有・発信を検討してまいります。

8 各種研修会の開催(案)

(1) 環境大学研修会

主 催：一般社団法人千葉県環境保全センター
場 所：ポリテクカレッジ千葉(第二種電気工事士試験対策)
日 付：令和7年4月17日(木)、18日(金)(基礎編)
令和7年5月12日(月)、13日(火)(応用編)
7月15日(火)～17日(木)(実技編)

(2) 浄化槽事務担当者に係る研修会

主 催：一般社団法人千葉県環境保全センター
場 所：千葉市生涯学習センター
日 付：令和7年5月14日(水)

(3) 浄化槽維持管理適正化講習会

主 催：一般社団法人千葉県環境保全センター
場 所：千葉職業能力開発短期大学校
日 付：令和7年8月6日（水）

(4) 飲料水貯水槽清掃作業従事者研修会

主 催：千葉県水道管工事協同組合
後 援：一般社団法人千葉県環境保全センター
場 所：千葉県水道会館
日 付：令和7年11月13日（木）

(5) 浄化槽管理士に対する研修会（兼 採水員講習会）

主 催：一般社団法人千葉県環境保全センター
場 所：千葉市生涯学習センター 【千葉市】
日 付：令和7年6月11日（水）
場 所：成田国際文化会館 【成田市】
日 付：令和7年7月18日（金）
場 所：千葉職業能力開発短期大学校 【千葉市】
日 付：令和7年8月26日（水）
場 所：鎌ヶ谷市総合福祉保険センター 【鎌ヶ谷市】
日 付：令和7年10月22日（水）
場 所：東金商工会議所 【東金市】
日 付：令和7年11月26日（水）

(6) 酸素欠乏・硫化水素危険作業（特別教育）研修会

9 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みについて

千葉県で取り組んでいる「ちばSDGs」に賛同し、目的達成に積極的に取り組みます。また、会員へちばSDGsパートナーを紹介し、持続可能な循環共生型社会の構築を業界一丸となり取り組みます。

令和4年度は環境保全センターを含め、12事業者でちばSDGsパートナー登録を致しました。現在までの環境保全センター会員取得は16社
環境保全センターの具体的取組について下記に示します。

○「6 安全な水とトイレを世界中に」

浄化槽の適正管理（保守点検・清掃・法定検査）を推進することにより千葉県の閉鎖性水域の保全に努める

- ・一括契約の推進
- ・11条法定検査（BOD検査）の受検率向上
- ・こども環境教室による若年世代の環境教育
- ・単独から合併浄化槽への転換推進

○「8 働きがいも経済成長も」

環境保全センター事務局及び会員企業の労働環境を整え、働きがいのある職場を整え労働人口減少が進む社会にも対応できる雇用環境を形成する・就業規則の整備

○「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」

質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラである浄化槽の普及促進（合併浄化槽）をはかり、適正な維持管理が出来る技術を身につける。

- ・必要な設備への投資
- ・業界の ICT（IT）活用推進

○「15 陸の豊かさも守ろう」

森林資源を守るため紙の使用を削減する。資料や案内に使用する紙の削減と、再生紙の利用を促進することにより森林伐採を抑える

- ・紙資源の利用抑制
原則的に会議資料及び講習会資料はペーパーレスといたします。
- ・電子メールの活用による紙の削減

1 0 表彰に関する事項

・功労役員表彰

環境保全センターの役員として尽力し、本総会をもって退任する方々に感謝状を呈し顕彰します。

・第 50 回理事長表彰

平素より環境保全業務に取り組んでいる方々の中から、功績が顕著な方々に、第 13 回定時総会の席上、理事長感謝状を贈呈し顕彰します。

1 1 青年部会の育成

平成5年11月から活動を始めた青年部会は、各種セミナーやこども環境教室を開催するや各委員会を組織し活動の場を広げています。

令和7年2月に役員改選を行い、新部長のもと「持続可能な未来のための水環境へ」とテーマを掲げ、活動して参ります。

して視野を広げているところです。こうした活動の意義を積極的に評価し、支援していきます。

1 2 広報活動及び情報化社会への取組み

高度情報化社会への取組みとして、インターネット上のウェブサイトの充実を図り、環境問題をテーマとして浄化槽管理者に対する啓発活動の一助とします。リニューアルをしたホームページは随時、更新をするとともに様式・ステッカーの注文や講習会・研修会の申込ができるように整備します。

広報「環境保全」を発行し、環境保全センターの活動について周知を図ります。また、浄化槽に関するパンフレットを作成し、適宜、浄化槽管理者に配布し、社会的な認識を高めるよう努めます。

1 3 環境保全・廃棄物関係の行事等（案）

- ① 千葉県環境衛生促進協議会 令和7年度通常総会
令和7年 5月 書面決議
- ② 千葉県浄化槽推進協議会 令和7年度通常総会
とき：令和7年 5月28日（水）
場所：オークラ千葉ホテル
- ③ 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター 第13回定時総会
とき：令和7年 6月 3日（火）
場所：オークラ千葉ホテル
- ④ 一般社団法人日本環境保全協会 第13回定時代議員大会
とき：令和7年 6月9日（月）
場所：ホテルメトロポリタンエドモンド
- ⑤ 協同組合成田市個人下水道管理協会 令和7年度通常総会
とき：令和6年 6月27日（金）
場所：ホテル日航成田
- ⑥ 日本環境保全協会関東地区協議会 令和7年度通常総会
とき：令和7年 7月 1日（水）
場所：ホテル三日月
- ⑦ 第34回全国浄化槽大会
とき：令和7年10月 1日（水）
場所：ホテルグランドヒル市ヶ谷
- ⑧ 一般社団法人日本環境保全協会一般廃棄物適正処理推進大会（奈良県）
とき：令和7年11月13日（木）
場所：ホテル日航奈良
- ⑨ 一般社団法人日本環境保全協会 新春賀詞交歓会
とき：令和8年 1月20日（火）
場所：KKRホテル東京
- ⑩ 新春賀詞交歓会
とき：令和8年 1月29日（木）
場所：オークラ千葉ホテル

一般社団法人千葉県環境保全センターの組織図

昭和 47 年 6 月 創立

平成 25 年 4 月 移行

会 員 数 209 社

正 会 員 196 社

賛助会員 13 社

(令和 7 年 4 月現在)

千葉県千葉市中央区中央港 1 丁目 11-1

TEL 043-245-4222

FAX 043-245-4223

